

事 務 連 絡  
令和 4 年 4 月 25 日

(別記) 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

3-アセチル-2,5-ジメチルフランの医薬品、医薬部外品  
及び化粧品への使用について

標記につきまして、別添のとおり、各都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主管部  
(局)長宛てに通知しましたのでお知らせします。

(別記)

公益社団法人 日本医師会  
公益社団法人 日本歯科医師会  
公益社団法人 日本薬剤師会  
一般社団法人 日本病院薬剤師会  
公益社団法人 日本看護協会  
公益社団法人 日本臨床工学技士会  
公益社団法人 日本診療放射線技師会  
日本チェーンドラッグストア協会  
一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会  
公益社団法人 全日本医薬品登録販売者協会  
一般社団法人 日本医薬品登録販売者協会  
一般社団法人 全国配置家庭薬協会  
一般社団法人 日本配置販売業協会  
一般社団法人 日本置き薬協会  
独立行政法人国立病院機構医療部医療課  
厚生労働省医政局総務課  
独立行政法人労働者健康安全機構総務課  
独立行政法人医薬品医療機器総合機構